

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示	ページ
放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】	3 6 1
市選挙管理委員会	
北九州市東部農業委員会委員選挙人名簿及び北九州市西部農業委員会 委員選挙人名簿の縦覧【市選挙管理委員会事務局選挙課】	3 6 3

北九州市告示第31号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
JR門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成24年1月13日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 3 台	平成 2 4 年 1 月 1 1 日	北九州市小倉北区青葉二丁 目 1 番 青葉自転車保管所
	1 7 台	平成 2 4 年 1 月 2 4 日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2 3 台	平成 2 4 年 1 月 1 6 日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	2 5 台	平成 2 4 年 1 月 1 0 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 2 4 年 1 月 1 9 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 8 台	平成 2 4 年 1 月 1 2 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 2 台	平成 2 4 年 1 月 1 7 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 3 台	平成 2 4 年 1 月 6 日	
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9 台	平成 2 4 年 1 月 2 5 日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 8 台	平成 2 4 年 1 月 2 6 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 0 台	平成 2 4 年 1 月 1 8 日	

北九州市選挙管理委員会告示第1号

平成24年1月1日現在調の北九州市東部農業委員会委員選挙人名簿及び北九州市西部農業委員会委員選挙人名簿を、次の要領で関係人の縦覧に供する。

平成24年2月15日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田慶一

- 1 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟7階
北九州市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成24年2月23日から同年3月8日まで 15日間
毎日 午前8時30分から午後5時まで